

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名：広野町

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	69.4%
全職員	64.6%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	99.6%
本庁課長補佐相当職	98.0%
本庁係長相当職	99.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.8%
31～35年	92.8%
26～30年	91.0%
21～25年	86.0%
16～20年	91.8%
11～15年	90.4%
6～10年	104.6%
1～5年	99.2%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公開となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ① 「任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち短時間勤務の職員については、その者の週の勤務時間を常勤職員の勤務時間で除した数（週の勤務時間／38 時間 45 分）を職員数としている。
- ② パートタイム会計年度任用職員のうち、日額又は時間額で報酬を支給する職員については、雇用形態が多様であり、常勤職員と単純に比較できないため除外している。